

商工会議所加入を組合員資格要件とすることについて

Q. 商工会議所の会員であることを組合員の加入資格とすることは適当か。

A. 事業協同組合は、組合員の経済的地位の向上をはかるための組織として、組合員が共同して経済事業を行うものであり、したがって組合員の資格の決め方は経済的要件に限るのが適当で、「会議所の会員であること」と規定することは、経済的な見地からみて必要性が認められず、いわゆる資格事業という概念に該当しないと思われるので、適当でないと考えます。